

浦 監 第 359 号
令和 3 年 2 月 10 日

浦安市監査委員 町 田 清 英

浦安市監査委員 大 塚 修 平

浦安市監査委員 西 川 嘉 純

令和 2 年度定期監査（環境部）の結果報告の公表について

地方自治法第 199 条第 4 項、及び浦安市監査基準に基づき実施した定期監査の結果について、同条第 9 項の規定により別紙のとおり公表します。

令和2年度定期監査（環境部）の結果報告書

1 監査の範囲

令和2年4月1日から令和2年9月30日又は令和2年10月31日に執行された財務に関する事務の執行等

2 監査対象部局

環境部（環境保全課、環境衛生課、斎場、ごみゼロ課、クリーンセンター、ビーナスプラザ）

3 監査の実施期間

令和2年11月1日～令和3年2月3日

4 監査の着眼点

予算及び事務の執行等が法令等に従って適正かつ効果的に行われているかに主眼をおいて実施した。

5 監査の実施内容

予算及び事務の執行について、関係書類の審査、質問審査を行った。

6 監査の結果

監査の結果は、おおむね適正であったが、次の事項について、措置等の必要があると認められたことから、改善、検討を求める。

- (1) 斎場使用料について、徴収事務の受託事業者が窓口で徴収した使用料を、市の担当者が引き継ぎ保管し、概ね100万円又は、3～4日分の徴収金を指定金融機関へ入金していた。本来、徴収事務の受託事業者が納めるべきものであることから、現金の取扱いについて、改善、検討を求める。

（指摘事項：斎場）

- (2) 事務処理上の軽易な誤り等があったことから、改善を求める。

（注意事項：ビーナスプラザを除く各課）

(備 考)

監査結果の区分は、次のとおりとしている。

勸 告：法令等に違反しているものや故意又は過失により重大な損害等が生じたもの、事務処理等が著しく適切性を欠くと認められるもの、著しく経済性、効率性、有効性を欠いていると認められるものなど

指摘事項：法令等に違反しているものや故意又は過失により重大な損害等が生じたもの、事務処理等が著しく適切性を欠くと認められるもの、著しく経済性、効率性、有効性を欠いていると認められるものなどで勧告にあたらないもの

改善事項：法令等に照らし、一概に違法又は不正とは言えないが、さらに改善又は見直しが必要と認められるものや現時点で損害等は発生していないが、重大な損害等が生じる可能性があるとして認められるもの、指摘事項には至らないが、事務処理等が適切性を欠くと認められるものなど

注意事項：事務処理上等の軽易な誤りで、改善が可能又は必要と認められるものや現時点で問題はないが、継続して注視していくことが必要と認められるもの、指摘事項又は改善事項とする程度にはないが、注意が必要と認められるものなど

※監査結果報告書については、「勧告」、「指摘事項」及び「改善事項」に該当するものを記載している。